

本号で公布された条例のあらまし

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第一号）（人事課）

一 趣旨

地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正

二 内容

地方公務員法の一部改正に伴い、以下の条例中の同法の引用部分について規定を整備

- (一) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）
- (二) 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）

三 施行期日

令和二年四月一日